第二十二条に見出しとして「（他の法令による給付又は補償との調整等）」を付し、同条第二項中「よって」を「よって」に改め、同項に項番号を付し、同条を第十六条とする。

第二十三条に見出しとして「（市町村長による救助の実施に関する事務の実施）」を付し、同条第一項中「第三十条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条第二項中「第三十条第一項」を「第十三条第一項」に、「第二十四条から第二十七条まで」を「第七条から第十条まで」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項中「第三十条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同項に項番号を付し、同条を第十七条とする。

第二十四条に見出しとして「（事務の区分）」を付し、同条中「第九条、第十一条、第十四条第二項第二号」を「第三条、第五条、第八条第二項第二号」に改め、同条を第十八条とする。

第二十五条に見出しとして「（国庫負担）」を付し、同条中「第三十六条」を「第二十一条第一項」に改め、同条を第十九条とする。

第二十六条に見出しとして「（災害救助基金の積立て）」を付し、同条第一項中「第三十八条第一項」を「第二十三条」に改め、同条第二項に項番号を付し、同条を第二十条とする。

別表第五を削る。

（地方自治法施行令の一部改正）

第三条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百二十一条の三第二号中「第九条第二項」を「第三条第二項」に改める。

別表第一災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）の項中「第九条、第十一条、第十四条第二項第二号」を「第三条、第五条、第八条第二項第二号」に、「第二十三条」を「第十七条」に改め、同表自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の項中「第十四条第二項第二号」を「第八条第二項第二号」に改める。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第四条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第百四十条中「第十三条から第二十二条まで（第十四条第二項第三号」を「第七条から第十六条まで（第八条第二項第三号」に改め、同条の表第十三条の項中「第十三条」を「第七条」に改め、同表第十四条第一項の項中「第十四条第一項」を「第八条第一項」に改め、同表第十四条第二項第一号の項中「第十四条第二項第一号」を「第八条第二項第一号」に、「第二十四条」を「第七条」に改め、同表第十五条第一項の項中「第十五条第一項」を「第九条第一項」に改め、同表第十六条第一項の項中「第十六条第一項」を「第十条第一項」に改め、同表第十六条第二項の項中「第十六条第二項」を「第十条第二項」に改め、同表第十七条第一項及び第五項の項中「第十七条第一項及び第五項」を「第十一条第一項及び第七項」に改め、同項の次に次のように加える。

第十一条第二項	内閣府令	防衛省令
第十一条第三項及び第六項	障害扶助金	障害補償
第十一条第五項及び第十三条第一項	従事者又は協力者	従事者

第百四十条の表第十七条第三項の項及び第十七条第四項の項を削り、同表第十八条及び第十九条第三項の項中「第十八条及び第十九条第三項」を「第十二条及び第十三条第三項」に改め、同表第十九条第一項の項を削り、同表第十九条第二項及び第四項の項中「第十九条第二項」を「第十三条第二項」に改め、同表第二十条の項中「第二十条」を「第十四条」に改め、同表第二十一条第一項の項中「第二十一条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同表第二十一条第二項の項中「第二十一条第二項」を「第十五条第二項」に改める。

第百六十二条中「第百六十一条第二項」を「前条第二項」に、「第十四条第二項第二号」を「第八条第二項第二号」に改める。

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

第五条　宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第三十六号を第三十七号とし、第三十五号を第三十六号とし、第三十四号の次に次の一号を加える。

三十五　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十九条の五（同法第四十九条の七第二項において準用する場合を含む。）

（行政機関職員定員令の一部改正）

第六条　行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表内閣府の項中「一三、六五二人」を「一三、六五七人」に改め、同表厚生労働省の項中「三一、八五三人」を「三一、八四八人」に改める。

（災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正）

第七条　災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和四十八年政令第三百七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条、第二条並びに第七条第一項ただし書及び第二項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

（雇用保険法施行令の一部改正）

第八条　雇用保険法施行令（昭和五十年政令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第四号中「第二十九条」を「第十二条」に改める。

（原子力災害対策特別措置法施行令の一部改正）

第九条　原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表第二十一条の項中

災害の状況	原子力災害（原子力災害対策特別措置法第二十八条第一項の規定により読み替えて適用される法第四十九条の四第一項に規定する原子力災害をいう。以下同じ。）の状況
災害が	原子力災害が
災害に	原子力災害に

を

災害	原子力災害

に改め、同項の前に次のように加える。

第二十条の三	法第四十九条の四第一項	原子力災害対策特別措置法第二十八条第一項の規定により読み替えて適用される法第四十九条の四第一項
次の	第一号及び第二号の	原子力緊急事態宣言（原子力災害対策特別措置法第十五条第二項に規定する原子力緊急事態宣言をいう。）があつた時から原子力緊急事態解除宣言（同条第四項に規定する原子力緊急事態解除宣言をいう。）があるまでの間
第二十条の三第一号	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合	